

2021年1月13日

(1月19日更新)

一般の皆さま

学生の皆さま

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止について

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルスの感染拡大の中、国による「緊急事態宣言」(岐阜県を含む11都府県を対象)が発令されました。

文部科学省による「周知」(令和3年1月8日)では、『学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図る』ことが求められています。一方、課外活動は、『一時的に制限するなど、感染症への警戒度をより高める』ことが求められています。

これらの要請を踏まえ、本学では、授業等の実施については「併用授業」(対面授業と特別授業(遠隔))の措置を感染症対策防止の徹底を図り、引き続き継続します。

なお、全ての課外活動(部活動・サークル活動)について当面の間、停止することといたします。

学生の皆さんにおかれましては、これまで以上に感染症対策の徹底に努め、例えば、大人数・長時間(1時間以上)の飲食、不要不急の移動、友人同士での車の同乗等、感染リスクの高まる行動を控えるようにしてください。

*1月19日情報更新

国による「緊急事態宣言」の対象区域が岐阜県を含む、11都府県となった点を踏まえた内容に情報を更新しました。